

参加者の有無を確認する公募手続きに係る  
参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年12月22日

国土交通省 近畿地方整備局 副局長 魚谷 憲

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、阪神港のコンテナターミナルにおいて、サプライチェーンの強靱化に向けたターミナルの一体利用に関する現場実証等を実施し、その結果の取りまとめ及び課題の整理・検討を行う必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な高度な技術を有する者（以下、「特定の者」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

阪神港におけるコンテナターミナルの一体利用に関する委託業務

(2) 業務内容

「阪神港におけるコンテナターミナルの一体利用に関する委託業務」仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和7年1月17日まで

3. 業務目的

本業務は、阪神港のコンテナターミナルにおいて、サプライチェーンの強靱化に向けたターミナルの一体利用に関する現場実証等を実施し、その結果の取りまとめ及び課題の整理・検討を行うことを目的としている。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 参加意思確認書の提出期限日から見積書の開札の時までの期間において、近畿地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

ア 阪神港内において、ターミナル運営者の異なる国際海上コンテナターミナルのそれぞれの運営に関する知見を活かし、一体利用に向けたターミナル運営者間の調整やターミナル内において荷役・運搬を実施する事業者との調整が可能なこと。

イ 阪神港内において、コンテナ輸送についての現場実証に関する業務を実施可能な能力を有していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

再委託の内容、業務分担構成の妥当性が確保されていること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒 650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎  
近畿地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係  
電話 078-391-7576

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年12月22日から令和6年1月10日まで(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年1月11日14時00分まで(1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)または託送(書留郵便と同等のものに限る。)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書提出予定期限

令和6年2月14日14時00分

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有していない者も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画競争方式による企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画競争方式による企画提案書の提出の時に、当該資格の決定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。